

## 1 基本方針

当法人は、市民の自主的な活動を基に、高槻市におけるあらゆる人権問題解決のため草の根人権啓発活動を日常的に取り組んでいます。

本年は、1948年12月10日、国際連合第3回総会にて「世界人権宣言」が採択され70周年をむかえます。

また、本協会設立10周年という節目の年でもあり、新たな人権尊重の社会環境づくりに向けて取り組みを進めてまいります。

さらに、市制施行75周年、中核市になり15周年をむかえ市民の皆さんにとって「安心、安全、住みよいまち」福祉と人権のまちづくりが未来につながるよう一層の市民協働と人権啓発活動を推進してまいります。

平成30年度も市の受託事業を通じて市民の人権意識の高揚に努め一人ひとりが社会の中で相互扶助と地域の様々な活動から生まれる日常的なつながりを大切に、地域の課題をより身近にわかりやすく学べる機会を提供していくことが必要だと考えています。

以上のことを念頭におきながら、市内中学校区を単位として活動されている単位会と共に、地域の公民館やコミュニティセンターなどと連携した草の根人権啓発活動の充実に努めてまいります。

## 2 重点事業

### (1) 草の根人権啓発活動

- ① 本協会の目的に賛同し、ともに草の根人権啓発活動を進める会員及び団体  
会員の拡大を図ります。
- ② 公民館、コミュニティセンター、学校、関係施設など地域の様々な団体と  
連携し、引き続き未組織校区の立ち上げにむけ、働きかけに努めます。

### (2) 富田・春日両ふれあい文化センター事業

- ① 貸館業務について、広く市民に使いやすい施設の運営を確保・充実に向け  
て努めます。
- ② 隣保館運営事業につきましては、福祉と人権の向上にむけ、情報発信など  
地域に密着した啓発の充実と福祉の向上に努めます。
- ③ 相談業務の充実を図るとともに、各種相談の窓口を広げ地域の課題を集積  
し人権啓発活動に努めます。

### (3) ホームページの充実と情報発信

見やすい内容の充実と幅広い情報提供を行い利用頻度の強化を図るため、  
「ホームページや Facebook などの SNS」を活用し、若年層への情報発信を  
はじめ、広範囲な情報提供に努めるとともに、人権情報誌「あくていぶ」の  
拡大・充実に努めます。

### (4) 当法人の充実

当法人が、発足以来 10 年を迎え活動の再点検と新たな活動の創造と本協  
会の会員拡大、人材育成を図る中で人権啓発の基軸となれる組織にむけての  
取り組みとして、市民と協働して記念事業を開催します。

## I. 法人管理事業

誰もが安心・安全に暮らせる福祉と人権のまちづくりの推進を図るため組織強化や人権啓発活動に取り組みます。

### ① 組織強化

協会会員の加入促進にむけ、新たに団体・法人会員また、賛助団体・法人会員の促進をめざします。

### ② 理事会・社員総会の開催

「協会定款」の規程に基づき、理事会・社員総会を開催します。

### ③ 10周年記念事業

協会発足10年を迎え、市民と協働して記念事業を開催します。

日 時： 平成30年10月13日（土）「予定」

場 所： 市生涯学習センター 多目的ホールその他「予定」

内 容： 10周年記念事業 「調整中」

対 象： 会員・市民

### ④ 情報発信

人権情報誌「あくていぶ」の発行を2回、内容の充実に努めてきましたことで、より見やすい情報として各施設、関係団体に配下しており30年度も、人権情報誌として充実を図ります。

また、若年層への情報提供を拡大・拡散する手法として、「ホームページ」や「Facebook」などのSNSを活用し、イベント、講座、講演の発信と協会の認知度をさらに高める方策を進めていきます。

### ⑤ 相談事業

福祉と人権のまちづくりネットワークの構築と相談体制の充実を図ります。

### ⑥ 調査・研究

研修会の企画・立案や啓発活動の手法について研究を行うとともに、関係施設・団体との交流についても調査・研究に努めます。

### ⑦ 公益社団法人

公益法人化について、社会情勢などを踏まえ現時点において研究を図りません。

## II. 人権啓発推進事業

学校・PTA・公民館・コミュニティセンター・企業などの地域社会において地域と連携し人権啓発にむけ支援します。

### ① 人権啓発事業

#### □講師派遣

外部講師の派遣並びに、人権啓発指導員や職員を講師として派遣するとともに、中学校区単位会と連携しながら各施設と協働して市民の人権意識の高揚を図ります。

#### □啓発コーディネート

市民のニーズに合った講座の開催や様々な人権課題について、講師の派遣をするため、関係者と連携し、講座・イベントの実施に協力します。

#### □教育関係者との連携

学校やPTAとの連携を深めるため、講座・イベントを進めます。

### ② 人権講演会（心に豊かさを求めて）

社会環境の変化と新たな人権課題を知ることで、心豊かな人権意識を養う講演会を開催します。

#### □心の豊かさを求めて

日 時： 平成30年6月2日（土） 午後2時～4時

場 所： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール

テーマ： サイレントマジックショー～聴覚障がいへのこえ夢と感動を伝える

講 師： ミスターかわづ／デフマジシャン

対 象： 市民

### ③ 平和展

「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」など非核平和の精神が多くの市民に定着することを目的に、企画委員会を中心に開催します。

#### □平和展（予定）

日 時： 平成30年8月2日（木）、3日（金） 午前9時～午後5時

会 場： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール、展示ホール

内 容： 2日間、パネル展示、DVD（平和学習）上映、平和の木等  
・ 8月2日（木）未定 テーマ「調整中」  
・ 8月3日（金）未定 市民音楽祭（合唱祭）  
対 象： 市民

④ 人権連続講座

新たな人権課題や生活に密着した課題を提供できる講座として開催します。

□連続講座

日 時： 平成30年10月から毎週金曜日 午後2時～4時  
会 場： 市民交流センター クロスパル  
内 容： 5回の連続セミナー 「調整中」  
対 象： 市民

⑤ 人権週間記念事業

今年は、世界人権宣言70周年をむかえる年であります。これまで記念事業を人権週間にあわせて、市民のみなさんと一緒に取り組んできました街頭啓発活動や人権啓発作品など、本年度も人権意識の理解や認識をより深める事業を開催します。

□人権週間街頭啓発活動

世界人権宣言70周年の意義を訴え、市をはじめ各関係団体と共に街頭啓発活動を行います。

日 時： 「未定」  
場 所： 市内各ターミナル駅

□人権啓発作品と人権パネル展

人権をテーマとした「標語・絵画・作文」作品を募集し、入選作品と人権パネルを生涯学習センター展示ホールにて展示します。

日 時： 平成30年12月7日（金）、8日（土）午前9時～午後5時  
場 所： 高槻市立生涯学習センター 展示ホール  
作品募集： 8月～10月  
対 象 者： 市民、小・中学生

□人権を考える市民のつどい

人権啓発作品入選者の表彰と人権週間記念講演会を開催します。

日 時： 平成30年12月8日（土） 午後1時30分～  
会 場： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール  
内 容： 午後1時30分～人権啓発作品入選者表彰式  
午後2時～人権週間記念講演会  
対 象： 市民

⑥ 地域活性化

市内18中学校区を単位として設立された、16中学校区15単位会が行う草の根人権啓発活動と会員拡大にむけ、協働で取り組んでいく。  
また、未組織の中学校区単位会の設立に向け働きかけに努めます。

ふれあいアップ講座

日 時： 年間を通じて  
会 場： 公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センター等  
内 容： 人権啓発につながる講座 他  
対 象： 市民

ミニ平和展（各単位会の取組み）等

地域の拠点施設や各種団体などと連携して、平和に関するパネルや人権啓発パネルの展示をします。（平和展開催時のパネルの巡回展示等）

人権啓発入選作品巡回展示

公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センターにおいて人権啓発入選作品を巡回展示し、地域における人権意識の高揚を図ります。

人権バスツアー

3校区の単位会が合同して、会員向けに研修を目的に先進地視察と各単位会会員の交流に努めます。

⑦ 人権リーダー育成

草の根人権啓発活動の中心的な役割を果たす人材や地域での活動を指導できる人材の発掘や養成を図ります。

先進地研修

本法人の基幹を担う社員を対象に、先進地への研修を行います。

日 時： 平成30年6月20日（水）  
場 所： 震災資料保管庫（神戸市東灘区深江浜）

□非核平和研修

日 時： 平成30年度 9月または、2月

場 所： 広島平和記念公園または、長崎平和公園

内 容： 非核平和研修と体験

対 象： 社員並びに会員

・平和展会場で市民の方が折った千羽鶴を被爆地である広島平和記念公園または、長崎平和公園に持参奉納（各校区や幼稚園施設等からも提供）し、「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を研修。

□その他研修会への参加

各種の人権研修の場に参加し、あらたな課題と啓発にむけての醸成に努めます。

### Ⅲ. 人権地域啓発交流事業

市民交流を目的に、関係施設、障がい者支援施設、福祉団体・市民団体と協力し広域的な交流事業として、開催します。

① ヒューマンライツフェスタ（東会場—春日）

② フェスタ・ヒューマンライツ（西会場—富田）

日 時： 平成30年 8月、12月

会 場： 春日・富田ふれあい文化センター周辺

内 容： 広域的交流事業（交流イベント、講座、展示、バザー、舞台発表、パフォーマンス、ミュージックフェスティバル等）

対 象： 市民

### Ⅳ. 人権教育啓発事業

教育や子育てに関する基本的な知識を学ぶ場として、人権がもつ感性や感覚を育成することを目的に実施します。

① 人権教育講座

教育課題として、子育てや社会の現実をテーマに豊かな人権感覚の育成につながる講座を開催します。

② 映画会

映画会を通して、感性豊かな心を養い育む意識の高揚を図ります。

V. 富田・春日ふれあい文化センター一部業務受託事業

平成30年度も引き続き、市から受託される予定であり福祉と人権の向上と地域住民の拠点となる開かれたセンターとして、協会が培ってきたノウハウを活かし、国及び高槻市の方針のもと地域の諸団体と連携をしながら総合的な事業の実施に努めていく。また、施設利用者の人権研修をはじめ市民の方が気持ちよく利用できる施設の在り方について調査・研究に努めます。

① 人権啓発事業

人権講演会

周辺地域住民及び市民を対象に多様な人権課題についての理解を深める公演会を関係施設や地域の諸団体との連携により開催します。

出前人権講座

ふれあい文化センター周辺の公民館、コミュニティセンターに出向き講座を行い、周辺地域の人権啓発に努めます。

② ふれあい・交流事業

ふれあい文化センターを拠点として、校区単位会との連携や交流の場を図ることはもとより、地域の施設、諸団体との交流に努めます。

③ 情報発信事業（栈・センター通信）

社会状況の変化に伴い、福祉と人権の課題も変容しており、新たな福祉と人権の課題に関する情報を発信します。

センター内のパネル展示についても、年間計画に基づいたパネル展示を行う。また、危機管理に伴う災害情報を自主防災組織と連携し、情報発信に努め意識の高揚を図ります。

④ 総合相談事業

市及び関係機関と連携し、両ふれあい文化センターの職員とともに住民の生活・福祉の向上や自立支援に関する総合生活相談、人権相談を行います。

## VI. 自主事業

- ① 人権や平和、障がい者、ヘイトスピーチ、部落問題などに取り組んでいる団体とのネットワークを構築するため、各種団体との連携を図ります。
- ② 府内市町村の人権啓発団体で構成する「愛ネット大阪」や「財団法人大阪府人権協会」と連携しながら、人権啓発の研究・研修に努めます。